

受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同条各号に掲げる小学校就学前子どもとの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもとの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。

市町村は、第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めることは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費・特例施設型給付費・地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。）の認定を行うものとする。

市町村は、第一項及び前項の認定（以下「教育・保育給付認定」という。）を行ったときは、その結果を当該教育・保育給付認定に係る保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども（以下「教育・保育給付認定子ども」という。）の該当する前条各号に掲げる小学校就学前子どもとの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証（以下「支給認定証」という。）を交付するものとする。

市町村は、第一項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病的状況の調査に日時を要するところの他の特別な理由がある場合には、当該申請があつた日から三十日以内に、当該保護者に保護者に通知するものとする。

し、当該申請に対する処分をするために必要な期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。

7 第二項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないと、若しくは前項ただし書の規定による通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。
(教育・保育給付認定の有効期間)

第二十一条 教育・保育給付認定は、内閣府令で定める期間（以下「教育・保育給付認定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

(届出)

第二十二条 教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定の有効期間内において、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その労働又は疾病の状況その他の内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。
(教育・保育給付認定の変更)

第二十三条 教育・保育給付認定保護者は、現に受けている教育・保育給付認定に係る当該教育・保育給付認定子どもとの該当する第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもとの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、教育・保育給付認定の変更の認定を申請することができる。

2 市町村は、前項の規定による申請により、教育・保育給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、教育・保育給付認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該変更の認定に係る教育・保育給付認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。

3 第二十条第二項、第三項、第四項前段及び第五項から第七項までの規定は、前項の教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 市町村は、職権により、教育・保育給付認定保護者につき、第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「満三歳未満保育認定子ども」とい

う。)が満三歳に達したときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、教育・保育給付認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該変更の認定に係る教育・保育給付認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。

第二十二条第二項、第三項及び第四項前段の規定は、前項の教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

市町村は、第二項又は第四項の教育・保育給付認定の変更の認定を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、支給認定証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

(教育・保育給付認定の取消し)

第二十四条 教育・保育給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該教育・保育給付認定を取り消すことができる。

一 当該教育・保育給付認定に係る満三歳未満の小学生就学前子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

二 当該教育・保育給付認定保護者が、教育・保育給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

三 その他政令で定めるとき。

2 前項の規定により教育・保育給付認定の取消しを行つた市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該取消しに係る教育・保育給付認定保護者に対し支給認定証の返還を求めるものとする。

(都道府県による援助等)

第二十五条 都道府県は、市町村が行う第二十条、第二十三条及び前条の規定による業務に關し、その設置する福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所又は保健所による技術的事項についての協力その他の市町村に対する必要な援助を行うことができる。

(内閣府令への委任)

第二十六条 この款に定めるもののほか、教育・保育給付認定の申請その他の手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(施設型給付費の支給)

第三款 施設型給付費及び地域型保育

第二十七条 市町村は、教育・保育給付認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（地域型保育を除き、第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにあつては認定こども園において受ける教育・保育（保育にあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに對して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行わられるものに限る。）又は幼稚園において受ける教育に限り、同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにあつては認定こども園において受けおいて受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、満三歳未満保育認定子どもに係あっては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定教育・保育（保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、施設型給付費を支給する。

3 特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けようとする教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定教育・保育施設に支給認定証を提示して当該支給認定教育・保育を当該教育・保育給付認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

施設型給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもとの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施

設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額を支給認定保護者の属する世帯の所得の状況で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯が定める額）

二 政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況を考慮して市町村が定める額

三 その他の事情を勘案して市町村が定める額

四 内閣総理大臣は第一項の一日当たりの時間及び期間を定める内閣府令並びに前項第一号の基準を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない。

5 教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けたときは、教市町村は、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が当該特定教育・保育施設に支払うべき当該支給認定教育・保育に要した費用について、施設型給付費として当該教育・保育給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該教育・保育給付認定保護者に代わり、当該特定教育・保育施設に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があつたときは、教育・保育給付認定保護者に対し施設型給付費の支給があつものとみなす。

7 市町村は、特定教育・保育施設から施設型給付費の請求があつたときは、第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準（特定教育・保育の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

8 前各項に定めるもののほか、施設型給付費の支給及び特定教育・保育施設の施設型給付費の請求に關する事項は、内閣府令で定める。
（特例施設型給付費の支給）

二 第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、特定教育・保育施設（保育所に限る。）から特別利用保育（同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対する提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われる保育（地域型保育を除く。）を行なう。以下同じ。）を受けたとき（地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときを限る。）。

三 第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）から特別利用教育（教育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供されるものをいい、特定教育・保育を除く。以下同じ。）を受けたとき。

特例施設型給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特定教育・保育 前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

二 特別利用保育 特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定め

る額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 特別利用教育 特別利用教育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定めることとし、こども家庭審議会の意見を聴かなければならぬ。

4 前条第二項及び第五項から第七項までの規定は、特例施設型給付費（第一項第一号に係るもの）を除く。第四十条第一項第四号において同じ。）の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 前各項に定めるものほか、特例施設型給付費の支給及び特定教育・保育施設の特例施設型給付費の請求に関する必要な事項は、内閣府令で定める。

（地域型保育給付費の支給）

第二十九条 市町村は、満三歳未満保育認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行ふ者として確認する地域型保育を行う事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）から当該確認に係る地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。）に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

2 特定地域型保育事業者から満三歳未満保育認定地域型保育を受けようとする満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定地域型保育事業者に支給認定証を提示して当該満三歳未満保育認定地域型保育を当該満三歳未満保育認定子どもに受けさせるものとする。ただ

し、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 地域型保育の種類ごとに、保育必要量、当該地域型保育の種類に係る特定地域型保育の事業を行なう事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）の所在する地域等を勘案して算定される当該特定地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該満三歳未満保育認定地域型保育に要する費用の額を超えるときは、当該現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額）

二 政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額又は変更しようとするときは、こども家庭審議会の意見を聴かなければならぬ。

5 満三歳未満保育認定子どもが特定地域型保育事業者から満三歳未満保育認定地域型保育を受けたときは、市町村は、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が当該特定地域型保育事業者に支払うべき当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用について、地域型保育給付費として当該教育・保育給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該教育・保育給付認定保護者に代わり、当該特定地域型保育事業者に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があつたときは、教育・保育給付認定保護者に対し地域型保育給付費の支給があつたものとみなす。

7 市町村は、特定地域型保育事業者から地域型保育給付費の請求があつたときは、第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第四十六条第二項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準（特定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

8 前各項に定めるもののほか、地域型保育給付費の支給及び特定地域型保育事業者の地域型保育給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(特例地域型保育給付費の支給)
第三十条 市町村は、次に掲げる

必要があると認めるときは、内閣府令で定めて
ところにより、当該特定地域型保育（第三号に
規定する特定利用地域型保育にあっては、保育
必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用
又は第四号に規定する特例保育（第十九条第一
号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該
当する教育・保育給付認定子ども（以下「保育
認定子ども」という。）に係るものにあっては、
保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した
費用について、特例地域型保育給付費を支給す
ることができる。

未満保育認定子どもに係る教育・保育給付計算の規定が第二十条第一項の規定による申請をした日から当該教育・保育給付認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定地域型保育を受けたとき。

もに該当する教育・保育給付認定子どもが特定地域型保育事業者から特定地域型保育（同号）に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに對して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。次項及び附則第九条第一項第三号イにおいて「特別利用地域型保育」という。」を受けたとき（地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。

もに該当する教育・保育給付認定子どもが特定地域型保育事業者から特定利用地域型保育（特定地域型保育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供されるもの）を。（次項において同じ。）を受けたとき（地域における同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育の体制の整備の状況その他の事情を勘査して必要があると市町村が認めるときに限る。）。
特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であつ

2
内閣總理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが、特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外）の保育をいい、第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るものにあっては、同号に掲げたる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに對して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る（以下同じ。）を受けたとき。

特例地域型保育給付費の額は、一月につき

四　特例保育　特例保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準によつて算定した費用の額（その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該特例保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除してた額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額である。内閣総理大臣は、第一項第二号及び第四号の

の得する額現保り定期定得す
一 満三歳以上の小学校就学前子ども（次号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
二 満三歳に達する日以後の最初の三月三十日を経過した小学校就学前子どもであつて、第十九条第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが四

次の各号に掲げる区分に応じ 当該各号に定める額とする。

の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

特別利用地域型保育 特別利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定

四　特例保育　特例保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準によつて算定した費用の額（その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該特例保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除してた額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額である。内閣総理大臣は、第一項第二号及び第四号の

の得する額現保り定期定得す
一 満三歳以上の小学校就学前子ども（次号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
二 満三歳に達する日以後の最初の三月三十日を経過した小学校就学前子どもであつて、第十九条第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが四

三 難であるもの
三 満三歳に達する日以後の最初の三月三十日までの間にある小学校就学前子どもまでて、第十九条第二号の内閣府令で定める事により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が第三十

の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援のあつた月の属する年度（政令で定めの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下この号において同

付 付
じ)を課されない者(これに準する者として政令で定める者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。次条第七項第二号において「市町村民税世帯非課税者」というものであるもの

三　専用地或保育専用地等の利用者に於ける教育・保育費の額を限度として、該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して但し額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

第三十条の三 第十一条から第十八条までの規定は、子育てのための施設等利用給付について用する。この場合において、必要な技術的読えは、政令で定める。

第三十条の五 前条各号に掲げる小学校就学前子の保護者は、子育てのための施設等を利用給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どものこと、子育てのための施設等利用給付を申請する。

三 特定利用地型供用 特定利用地型供用
に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣

第三十条の四

付を受けた資格を有すること及びその該当する

臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定する保護者の属する世帯の所得の状況その他の事

争定用にした
は、次に掲げる小学校就学前子ども（保育認定者）が、
子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、
に施設型給付費、特例施設型給付費（第二十二条第一項第三号に係るもの）を除く。次条第七条において同じ。）、地域型保育給付費若しくは
例地域型保育給付費の支給を受けている場合

同条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。
2 前項の認定（以下「施設等利用給付認定」という。）は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校

校就学前子どもの保護者が居住地を有しないときは、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。

3 市町村は、施設等利用給付認定を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、その結果他の内閣府令で定める事項を当該施設等利用給付認定に係る保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）に通知するものとす

4 市町村は、第一項の規定による申請について、当該保護者が子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

5 第一項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病的状況の調査に日時を要することその他特別な理由がある場合には、当該申請があつた日から三十日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。

6 第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の規定による通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとのみなすことができる。

7 次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者であつて、その保育認定子どもについて現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給を受けないものは、第一項の規定にかかわらず、施設等利用給付認定の申請をすることを要しない。この場合において、当該教育・保育給付認定保護者は、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及び当該保育認定子どもが当該各号に定める小学校就学前子どもの区分に該当することについての施設等利用給付認定を受けたものとみなす。

一 第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日ま

での間にあるものを除く。）に係る教育・保育給付認定保護者 前条第二号に掲げる小学校就学前子ども

二 第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日ま

での間にあるものに限る。）又は満三歳未満

保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者（その者及びその者と同一の世帯に属する者が市町村民税世帯非課税者である場合に限る。）前条第三号に掲げる小学校就学前子

どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日ま

での間にあるものに限る。）又は満三歳未満

保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保

護者（その者及びその者と同一の世帯に属す

ども又は同条第三号に掲げる小学校就学前子

ども（満三歳以上のものに限る。）

（施設等利用給付認定の有効期間）

第三十条の六 施設等利用給付認定は、内閣府令で定める期間（以下「施設等利用給付認定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。（届出）

（施設等利用給付認定保護者は、施

設等利用給付認定の有効期間において、内閣

府令で定めるところにより、市町村に対し、そ

の労働又は疾病的状況その他の内閣府令で定め

る事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類

その他の物件を提出しなければならない。

（施設等利用給付認定の変更）

第三十条の八 施設等利用給付認定保護者は、現

に受けている施設等利用給付認定に係る小学校

就学前子ども（以下「施設等利用給付認定子ど

も」という。）の該当する第三十条の四各号に

記載の取消しを行ったときは、理由を付して、そ

の旨を当該取消しに係る施設等利用給付認定

保護者に通知するものとする。

（内閣府令への委任）

二 市町村は、前項の規定により施設等利用給付

認定の取消しを行ったときは、理由を付して、そ

の旨を当該取消しに係る施設等利用給付認定

保護者に通知するものとする。

（内閣府令への委任）

三 その他政令で定めるとき。

（内閣府令への委任）

二 市町村は、前項の規定による施設等利用給付

認定の取消しを行ったときは、理由を付して、そ

の旨を当該取消しに係る施設等利用給付認定

保護者に通知するものとする。

（内閣府令への委任）

三 第三十条の五第二項から第六項までの規定

は、前項の施設等利用給付認定の変更の認定に

対し、施設等利用給付認定の変更の認定を申請

することができる。

（内閣府令への委任）

二 市町村は、前項の規定による申請により、施

設等利用給付認定保護者につき、必要があると

認めるときは、施設等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。

子ども・子育て支援施設等（第三十条の十一第

一 認定子ども園 第三十条の四各号に掲げる

小学校就学前子ども

二 幼稚園又は特別支援学校 第三十条の四第

一号若しくは第二号に掲げる小学校就学前子

ども又は同条第三号に掲げる小学校就学前子

ども（満三歳以上のものに限る。）

（施設等利用給付認定の変更の認定を行なうこ

とができる。

三 第三十条の五第二項及び第三項の規定は、前

項の施設等利用給付認定の変更の認定について

準用する。この場合において、必要な技術的読

替えは、政令で定める。

（施設等利用給付認定の取消し）

三 第三十条の九 施設等利用給付認定を行なった市町村は、次に掲げる場合には、当該施設等利用給付認定を取り消すことができる。

一 当該施設等利用給付認定係る満三歳未満

の小学生就学前子どもが、施設等利用給付認

定の有効期間内に、第三十条の四第三号に掲

げる小学校就学前子どもに該当しなくなつた

とき。

二 当該施設等利用給付認定保護者が、施設等

利用給付認定の有効期間内に、当該市町村以

外の市町村の区域内に居住地を有するに至つ

たと認めるとき。

三 その他政令で定めるとき。

（内閣府令への委任）

二 市町村は、前項の規定により施設等利用給付

認定の取消しを行なつたときは、理由を付して、そ

の旨を当該取消しに係る施設等利用給付認定

保護者に通知するものとする。

（内閣府令への委任）

三 その他政令で定めるとき。

（内閣府令への委任）

二 市町村は、前項の規定による施設等利用給付

認定の取消しを行なつたときは、理由を付して、そ

の旨を当該取消しに係る施設等利用給付認定

保護者に通知するものとする。

（内閣府令への委任）

三 第三十条の五第二項までの規定

は、前項の施設等利用給付認定の変更の認定に

対し、施設等利用給付認定の変更の認定を申請

することができる。

（内閣府令への委任）

二 市町村は、前項の規定による申請により、施

設等利用給付認定保護者につき、必要があると

認めるときは、施設等利用給付認定の変更の認定

を行うことができる。

（内閣府令への委任）

三 第三十条の五第二項までの規定

は、前項の施設等利用給付認定の変更の認定に

対し、施設等利用給付認定の変更の認定を申請

することができる。

子ども・子育て支援に要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうちをいう。）を利用するときその他必要があると認めるとときは、内閣府令で定めるところにより、施設等利用給付認定の変更の認定を行なうことができる。

一 認定子ども園 第三十条の四各号に掲げる

小学校就学前子ども

二 幼稚園又は特別支援学校 第三十条の四第

一号若しくは第二号に掲げる小学校就学前子

ども又は同条第三号に掲げる小学校就学前子

ども（満三歳以上のものに限る。）

（施設等利用給付認定保護者に対する支給額の限度）

二 施設等利用給付認定保護者又は事業を行なう者（以下「特定子ども・子育て支援施設等から特定子ども・子育て支援を受けたときは、市町村は、当該施設等利用給付

認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者が

当該特定子ども・子育て支援施設等である施設

の設置者又は事業を行なう者（以下「特定子ど

も・子育て支援提供者」という。）に支払うべき当該特定子ども・子育て支援に要した費用に

ついて、施設等利用給付認定保護者又は事業を行なう者（以下「特定子ども・子育て支援提供者」という。）に支払うべき当該特定子ども・子育て支援に要した費用に

（特定教育・保育施設の確認）

第一款 特定教育・保育施設

第二款 特定教育・保育施設の確認

第三款 特定教育・保育施設及び特定地

第四款 特定教育・保育施設

第五款 特定教育・保育施設

第六款 特定教育・保育施設

第七款 特定教育・保育施設

第八款 特定教育・保育施設

第九款 特定教育・保育施設

第十款 特定教育・保育施設

第十一款 特定教育・保育施設

第十二款 特定教育・保育施設

第十三款 特定教育・保育施設

第十四款 特定教育・保育施設

第十五款 特定教育・保育施設

第十六款 特定教育・保育施設

第十七款 特定教育・保育施設

第十八款 特定教育・保育施設

第十九款 特定教育・保育施設

第二十款 特定教育・保育施設

第二十一款 特定教育・保育施設

第二十二款 特定教育・保育施設

第二十三款 特定教育・保育施設

第二十四款 特定教育・保育施設

第二十五款 特定教育・保育施設

第二十六款 特定教育・保育施設

第二十七款 特定教育・保育施設

第二十八款 特定教育・保育施設

第二十九款 特定教育・保育施設

第三十款 特定教育・保育施設

第三十一款 特定教育・保育施設

第三十二款 特定教育・保育施設

第三十三款 特定教育・保育施設

第三十四款 特定教育・保育施設

第三十五款 特定教育・保育施設

第三十六款 特定教育・保育施設

第三十七款 特定教育・保育施設

(市町村長等による連絡調整又は援助)

設置者による第三十四条第五項に規定する便用の提供が円滑に行われるため必要があると認めるとときは、当該特定教育・保育施設の設置者及び他の特定教育・保育施設の設置者その他の関係者が相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者及び当該関係者に対する助言その他援助を行うことができる。

都道府県知事は、同一の特定教育・保育施設

第三十八条 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において特定教育・保育施設若しくは特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の設置者であつた者若しくは特定教育・保育施設の職員であつた者（以下「この項において「特定教育・保育施設の設置者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の職員若しくは特定教育・保育施設の設置者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に關係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設、特定教育・保育施設の設置者の事務所その他特定教育・保育施設の運営に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

育施設に係る認定こと（も園法第十七条第一項、学校教育法第四条第一項若しくは児童福祉法第三十五条第四項の認可又は認定こと（も園法第三条第一項若しくは第三項の認定をいう。第五項及び次条第一項第二号において同じ。）を行つた都道府県知事に通知しなければならない。

市町村長は、第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができるべきことを命ずることができる。

五 施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に關し不正があつたとき。
六 特定教育・保育施設の設置者が、第三十九条第一項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第三十九条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対し答弁せらず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

遅延なく、当該特定教育・保育施設の設置者の名称、当該特定教育・保育施設の所在地その他内の内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

（市町村によるあつせん及び要請）

第四十二条 市町村は、特定教育・保育施設に関する必要な情報の提供を行うとともに、教育・保育給付認定保護者から求めがあった場合その他必要と認められる場合には、特定教育・保育施設を利用しようとする教育・保育給付認定子ども

一 第二十七条第一項の確認をしたとき。

二 第三十六条の規定による第二十七条第一項の確認の辞退があつたとき。

三 前条第一項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消し、又は同項の確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

内閣総理大臣は、同一の特定教育・保育施設の設置者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定教育・保育施設の設置者によつて第三十四条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

市町村長（指定都市等所在認定とともに園については当該指定都市等の長を除き、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。第五項において同じ。）は、特定教育・保育施設（指定都市等所在認定こども園及び指定都市等所在保育所を除く。以下この項及び第五項において同じ。）の設置者が教育・保育施設の認可基準に従つて施設型給付費の支給による施設として適正な教育・保育施設の運営をしていないと認めることは、遲滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設の教育・保育運営の認可等（教育・保

等を行つた都道府県知事（指定都市等所在認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたとき。

三 特定教育・保育施設の設置者が、第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従つて施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなつたとき。

育・保育に関し不正又は著しく不当な行為を爲した者があるとき。
前項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第三十一条第一項の申請をすることができない。

設置者による第三十四条第五項に規定する便用の提供が円滑に行われるため必要があると認められるときは、当該特定教育・保育施設の設置者及び他の特定教育・保育施設の設置者その他の間の相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

都道府県知事は、同一の特定教育・保育施設の設置者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定教育・保育施設の設置者による等三十四条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行なうことができる。

の規定による権限について、それぞれ準用する。

(勧告、命令等)

第三十九条 市町村長は、特定教育・保育施設の設置者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるとときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従つて施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をしていない場合

二 第三十四条第五項に規定する便宜の提供を施設型給付費の支給に係る施設として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行つた都道府県知事に通知しなければならない。

(確認の取消し等)

第四十条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 特定教育・保育施設の設置者が、第三十三条第六項の規定に違反したと認められるとき。

二 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従つて施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなつたと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等

八 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 特定教育・保育施設の設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人又は事業を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同様）。又はその長のうちに過去五年以内に教

— 2 — 第十三條第一項の規定は前項の規定による質

市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行つた都道府県知事に通知しなければならぬ。

七 特定教育・保育施設の設置者が、不正の手段により第二十七条第一項の確認を受けたとき。

4 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、正当な理由なくかつたときは、その旨を公表することができた。

3 学校教育法第四条第一項若しくは児童福祉法第三十五条第四項の認可又は認定こども園法第三条第一項若しくは第三項の認定をいう。第五項及び次条第一項第二号において同じ。を行つた都道府県知事に通知しなければならない。

市町村長は、第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができた。

五 特定教育・保育施設の設置者が、第三十八條第一項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第三十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をなし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特

（市町村によるあつせん及び要請）

一 第二十七条第一項の確認をしたとき。

二 第三十六条の規定による第二十七条第一項の確認の辞退があつたとき。

三 前条第一項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消し、又は同項の確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

第四十一条 市町村長は、次に掲げる場合には、
遲滞なく、当該特定教育・保育施設の設置者の

り、当該違反の内容を確認市町村長に通知しなければならない。

第四款 教育・保育に関する情報の報告及び公表

る確認を行った市町村長（次条第五項において「確認市町村長」という。）と密接な連携の下に行うものとする。

3 市町村長は、その行つた又はその行おうとする確認に係る特定教育・保育提供者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関する必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることがある。

4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項の規定による市町村長の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、内閣府令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた市町村長に通知しなければならない。

5 第十三条第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について、それぞれ準用する。（勧告・命令等）

第五十七条 第五十五条第二項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行つた特定教育・保育提供者（同条第四項の規定による届出を受けた市町村長等にあつては、同項の規定による届出を行つた特定教育・保育提供者を除く。）が、同条第一項に規定する内閣府令で定める基準に従つて施設型給付費の支給に係る施設又は地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

2 市町村長等は、前項の規定による勧告を受けた特定教育・保育提供者が、正当な理由がないと認められたとき、その旨を公表することができる。

3 市町村長等は、前項の規定による勧告を受けた特定教育・保育提供者が、正当な理由がないと認められたとき、その旨を公示しなければならない。

4 市町村長等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表することができる。

5 内閣総理大臣又は都道府県知事は、特定教育・保育提供者が第三項の規定による命令に違反したときは、内閣府令で定めるところによつて、当該特定教育・保育提供者が、正当な理由がないと認められたとき、その旨を公表することができる。

6

都道府県知事は、特定教育・保育提供者が

一部の効力を停止することが適當であると認めることは、理由を付して、その旨をその確認をするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨をその確認を行つた市町村長に通知しなければならない。

たものである場合に限る。）又は認定こども園法第十三条第一項の規定により都道府県の条例で定める設備及び運営についての基準（当該認定こども園が幼保連携型認定こども園である場合に限る。）

二 幼稚園 設置基準（幼稚園に係るものに限る。）

都道府県知事は、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとするところにより、その提供する教育・保育に係る「特定教育・保育施設等」という。の確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとするときその内閣府令で定めるときは、政令で定める

その他内閣府令で定めるものを除く。）であつて内閣府令で定めるものの提供を希望する特定教育・保育提供者から提供を受けた当該情報に

教育・保育を担当する職員に関する情報（教育・保育情報を該当するものを除く。）であつて内閣府令で定めるため、教育・保育の質及び機会の確保に資するため、教育・保育の質及び教育・保育提供者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

第二節 特定子ども・子育て支援施設等（特定子ども・子育て支援施設等の確認）

第五十八条の二 第三十条の十一第一項の確認

（特定子ども・子育て支援施設等の確認）

第五十八条の三 第三十条の九第三項において「内閣府令で定めるところにより、子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者の申請により、市町村長が行う。（特定子ども・子育て支援提供者の責務）

第五十八条の三 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもに対し適切な特定子ども・子育て支援を提供するとともに、市町村、児童相談所、児童福祉施設、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な特定子ども・子育て支援を小学校就学前子どもに置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うよう努めなければならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律及びこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従い、特定子ども・子育て支援を提供しなければならない。

4 内閣府令で定める基準（第七条第十項第七号に掲げる事業 同号のかり事業基準）といふ。

5 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準（第五十八条の九第三項において「一時預かり事業基準」）といふ。

6 第七条第十項第六号に掲げる事業 児童福祉法第三十四条の十三の内閣府令で定める基準（第五十八条の九第三項において「一時預

かる）。

7 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

8 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

9 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

10 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

11 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

12 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

13 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

14 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

15 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

16 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

17 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

18 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

19 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

20 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

21 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

22 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

23 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

24 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

25 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

26 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

27 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

28 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

29 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

30 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

31 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

32 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

33 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

34 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

35 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

36 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

37 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

38 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

39 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

40 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

41 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

42 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

43 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

44 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

45 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

46 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

47 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

48 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

49 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

50 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

51 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

52 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

53 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

54 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

55 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

56 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

57 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

58 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

59 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

60 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

61 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

62 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

63 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

64 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

65 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

66 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

67 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

68 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

69 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

70 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

71 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

72 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

73 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

74 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

75 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

76 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

77 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

78 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

79 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

80 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

81 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

82 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

83 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

84 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

85 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

86 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

87 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

88 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

89 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

90 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

91 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

92 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

93 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

94 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

95 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

96 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

97 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

98 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

99 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

100 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

101 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

102 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

103 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

104 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

105 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

106 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

107 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

108 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

109 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

110 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

111 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

112 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

113 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

114 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

115 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

116 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

117 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

118 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

119 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

120 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

121 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

122 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

123 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

124 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

125 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

126 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

127 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

128 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

129 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

130 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

131 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

132 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

133 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

134 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

135 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

136 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

137 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

138 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

139 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

140 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

141 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

142 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

143 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

144 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

145 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

146 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

147 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

148 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

149 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

150 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

151 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

152 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

153 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

154 第七条第十項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

155 第七条第十項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

156 第七条第十項第六号に掲げる事業 同号のかり事業基準

も・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たつて参酌すべき標準その他該市町子ども・子育て支援事業計画及び第六十一条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

六 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣その他の閣僚行政機関の長に協議とともに、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない。

七 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除

く。)に係る必要利用定員総数(同条第三号)に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向の他の事情を勘案して作成されなければならない。

市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定によ

り市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であつて子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聽かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。
(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県に提出しなければならない。

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項

四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項

六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

二 教育・保育情報の公表に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であつて子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。(都道府県知事の助言等)

第六十三条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技

3	内閣総理大臣は、前項の規定により拠出金率を定めようとするときは、厚生労働大臣に協議しなければならない。
4	全国的な事業主の団体は、第一項の拠出金率に關し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。
5	（拠出金の徵収方法）
6	第七十一条 拠出金の徵収については、厚生年金保険の保険料その他の徵収金の徵収の例による。
7	前項の拠出金及び当該拠出金に係る厚生年金保険の保険料その他の徵収金の例により徵収する徴収金（以下「拠出金等」という。）の徵収に関する政府の権限で政令で定めるものは、厚生労働大臣が行う。
8	前項の規定により厚生労働大臣が行う権限のうち、国税滞納処分の例による处分その他政令で定めるものに係る事務は、政令で定めるところにより、日本年金機構（以下この条において「機構」という。）に行わせるものとする。
9	厚生労働大臣は、前項の規定により機構に行わせるものとしたその権限に係る事務について、機構による当該権限に係る事務の実施が困難と認める場合その他政令で定める場合には、当該権限を自ら行うことができる。（この場合において、厚生労働大臣は、その権限の一部を、政令で定めるところにより、財務大臣に委任することができる。
10	厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を、國税庁長官に委任する。

1	（特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事務の処理）
2	市町村は、条例で定めるところにより、第一項から第八項までの規定による拠出金等の取立てに關する事務を、当該拠出金等の取立てに關する便宜を有する法人で政令で定めるものに取り扱わせることができる。第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他合議制の機関を置くよう努めるものとする。
3	（期間の計算）
4	（期間の計算）
5	（期間の計算）
6	（期間の計算）
7	（期間の計算）
8	（期間の計算）

1	（期間の計算）
2	（期間の計算）
3	（期間の計算）
4	（期間の計算）
5	（期間の計算）
6	（期間の計算）
7	（期間の計算）
8	（期間の計算）

1	（職員の質問に対する答弁）
2	（職員の質問に対する答弁）
3	（職員の質問に対する答弁）
4	（職員の質問に対する答弁）
5	（職員の質問に対する答弁）
6	（職員の質問に対する答弁）
7	（職員の質問に対する答弁）
8	（職員の質問に対する答弁）

二号並びに第三十条第二項第二号及び第四号の規定にかかるわらず、当分の間、一月につき、次の各号に掲げる子どものための教育・保育給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 施設型給付費の支給 次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ この法律の施行前の私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第九条の規定による私立幼稚園（国（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）、都道府県及び市町村以外の者が設置する幼稚園をいう。以下この項において同じ。）の経常的経費に充てるための国の補助金の総額（以下この項において「国の補助金の総額」という。）、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該施設型給付費の支給認定に係る支給認定教育・保育を行つた特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

ロ 当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特定教育・保育に通常要する費用の額トイの内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を勘酌して市町村が定める額

イ 特例施設型給付費の支給 次のイ又はロに掲げる教育・保育の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

(1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例施設型給付費の支給に係る特定教育・保育を行つた特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に

要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を基準として市町村が定める額

(2) 当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特定教育・保育に通常要する費用の額と(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参考して市町村が定める額

特別利用保育 次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例施設型給付費の支給に係る特別利用保育を行った特定教育・保育施設の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

(2) 当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特別利用保育に通常要する費用の額と(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参考して市町村が定める額

特例地域型保育給付費の支給 口に掲げる保育の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 特別利用地域型保育 次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例地域型保育給付費の支給に係る特別利用地域型保育を行った特定地域型保育事業所の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を基準として市町村が定める額

た費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

(2) 当該特定地域型保育事業所の所在する地域の実情、特別利用地域型保育に通常要する費用の額と(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参照して市町村が定める額

口 特例保育 次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額

(1) 国の補助金の総額、私立幼稚園に係る保護者の負担額、当該特例地域型保育給付費の支給に係る特例保育を行つた施設又は事業所の所在する地域その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を基準として市町村が定める額

(2) 当該特例保育を行う施設又は事業所の所在する地域の実情、特例保育に通常要する費用の額と(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情を参照して市町村が定める額

内閣総理大臣は、前項第一号イ、第二号イ(1)及びロ(1)並びに第三号イ(1)及びロ(1)の基準を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴かなければならぬる額に係る部分を除く。)とする。

（保育の需要の増大等への対応）

第十一条 旧児童福祉法第五十六条の八第一項に規定する特定市町村（以下この条において「特定市町村」という。）は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施への円滑な移行を図るため、施行日の前日までの間、小学校就学前子どもとの保育その他の子ども育て支援に関する事業であつて内閣府令で定めるもの（以下この条において「保育緊急確保事業」という。）のうち必要と認めるものを旧児童福祉法第五十六条の八第二項に規定する市町村保育計画に定め、当該市町村保育計画に従つて当該保育緊急確保事業を行うものとする。

2 特定市町村以外の市町村（以下この条において「事業実施市町村」という。）は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施への円滑な移行を図るため、施行日の前日までの間、保育緊急確保事業を行うことができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

4 国は、保育緊急確保事業を行う特定市町村又は事業実施市町村に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、当該保育緊急確保事業に要する費用の一部を補助することができるものとする。

5 国及び都道府県は、特定市町村又は事業実施市町村が、保育緊急確保事業を実施しようとするときは、当該保育緊急確保事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

（施行前の準備）

金は同年度における交付税特別会計の歳出とする。

(基準財政需要額の算定方法の特例)

第二十二条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第十条第三十三号に掲げる経費のうち、平成三十一年改正法の施行により増大した平成三十一年度における地方公共団体の子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に要する費用については、同法第十二条の規定にかかるらず、地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入しない。

(地方財政審議会の意見の聴取)

第二十三条 総務大臣は、子ども・子育て支援臨時交付金の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとする場合及び附則第十六条の規定により各都道府県又は市町村に交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額を決定しようとする場合には、地方財政審議会の意見を聽かなければならない。

(事務の区分)

第二十四条 附則第十八条及び第十九条第二項後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(総務省令への委任)

第二十五条 附則第十五条から前条までに定めるもののほか、子ども・子育て支援臨時交付金の算定及び交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二条の二から第二条の四まで、第五十七条及び第七十一条の規定 公布の日
二 及び三 略

四 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第三条中厚生年金保険法第二十一条第三項の改正規定、同法第二十三条の二第一項にたどり書を加える改正規定、同法の次に一条を加える改正規定、同法第二十四条、第二

十六条、第三十七条、第四十四条の三、第五十二条第三項及び第八十一条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法

第八十一条の三第二項、第九十八条第三項、第一百条の四第一項、第一百条の十第一項第二十

九号、第一百三十九条及び第一百四十条の改正規

定、同法附則第四条の二、第四条の三第一

項、第四条の五第一項及び第九条の二の改正規

定並びに同法附則第三十二条第二項

第三号の改正規定、第四条中昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第五項及び第四十

三条第十二項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第十九条第二項の改

正規定、第十条中国家公務員共済組合法第四

十二条、第四十二条の二第二項、第七十三条の二、第七十八条の二及び第一百条の二の改正

規定、同条の次に一条を加える改正規定、同

法第百二条第一項の改正規定、同法附則第十

二条第九項及び第十二条の四の二の改正規定

並びに同法附則第十三条の十第一項第四号を削る改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第八十条の二及び第一百十四条の二の改

正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百十六条第一項及び第一百四十四条の十

二第一項の改正規定、同法附則第十八条第八項及び第二十条の二の改正規定並びに同法附

則第二十八条の十三第一項第四号を削る改正

規定、第十九条の規定(私立学校教職員共済

法第三十九条第三号の改正規定を除く)、第

二十四条中協定実施特例法第八条第三項の改

正規定(「附則第七条第一項」を「附則第九

条第一項」に改める部分を除く)及び協定

実施特例法第十八条第一項の改正規定、第二

十五条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)並びに第二十六条の規定(次号に掲げる改正規定を除く)並びに次条第一項並びに附則第四条から第七条まで、第九条から第

十二条まで、第十八条から第二十条まで、第二十二条から第三十四条まで、第三十七条规定

二二十二条から第三十九条まで、第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十七条から第五十条ま

で、第六十一条、第六十四条から第六十六条まで及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(その他の経過措置の政令への委任)

七十七条 この附則に規定するもののほか、こ

の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六

三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 第百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

二 第百六十二条 平成二六年四月二三日法律第二

八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

二 附 則 (平成二六年四月二三日法律第二

八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第百六十三条 平成二十六年十月一日から施行する。

二 附 則 (平成二六年六月一三日法律第六

九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年六月一日から施行する。

二 附 則 (平成二六年六月一三日法律第六

九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年六月一日から施行する。

二 附 則 (平成二六年六月一三日法律第六

九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年六月一日から施行する。

二 附 則 (平成二六年六月一三日法律第六

九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年六月一日から施行する。

二 附 則 (平成二六年六月一三日法律第六

九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年六月一日から施行する。

二 附 則 (平成二六年六月一三日法律第六

九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年六月一日から施行する。

二 附 則 (平成二六年六月一三日法律第六

九号) 抄

すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

一 次条並びに附則第三条、第二十八条、第一百五十九条及び第一百六十条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

二 附 則 (平成二六年四月二三日法律第二

八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第百六十二条 平成二六年四月二三日法律第二

八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

二 附 則 (平成二六年四月二三日法律第二

八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第百六十三条 平成二六年十月一日から施行する。

二 附 則 (平成二六年六月一三日法律第六

九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年六月一日から施行する。

二 附 則 (平成二六年六月一三日法律第六

九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年六月一日から施行する。

二 附 則 (平成二六年六月一三日法律第六

九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年六月一日から施行する。

二 附 則 (平成二六年六月一三日法律第六

九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年六月一日から施行する。

二 附 則 (平成二六年六月一三日法律第六

九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年六月一日から施行する。

二 附 則 (平成二六年六月一三日法律第六

九号) 抄

(施行期日)

ていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。
 (命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第二項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月二二日法律第七七

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一 略

二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

(令和四年法律第七十六号)

附 則 (令和五年六月一六日法律第五八

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第四条の規定並びに次条並びに附則第七条及び第二十条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日